

## 法人 IC キャッシュカード規定

## 1. IC キャッシュカードの利用

普通預金について発行した西日本シティ IC キャッシュカード(以下「IC カード」といいます。)は、キャッシュカード機能を搭載した IC チップを組み込んだ磁気ストライプとの併用型カードです。

IC カード対応の自動機において IC チップによる以下の取引を行うことができます。

- (1) 当行及び当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の IC カード対応現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「IC 対応支払機」といいます。)を使用して普通預金(以下「預金」といいます。)を払戻す場合。
- (2) 当行の IC カード対応自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「IC 対応振込機」といいます。)を使用して預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。
- (3) 当行の IC カード対応現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「IC 対応預金機」といいます。)を使用して預金に入金する場合。
- (4) その他当行が定めた取引を行う場合。
- (5) IC カードを再発行する際には、当行所定の手数料をいただきます。

## 2. IC 対応支払機による預金の払戻し

- (1) IC 対応支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、IC 対応支払機の画面表示等の操作手順に従って、IC 対応支払機に IC カードを挿入し、届出の暗証番号(以下「暗証」といいます。)と金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) IC 対応支払機による払戻しは、IC 対応支払機の機種により当行の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の IC 対応支払機を使用して預金を払戻す場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 一日あたりのお引出し限度額をお客さまのご希望により、IC 対応支払機によるお引出しの場合と、その他の支払機によるお引出しの場合とそれぞれ個別に定めることができます。
- (5) 支払機では通帳による預金の払い戻しはできません。

## 3. IC 対応振込機による振込

- (1) IC 対応振込機を使用して預金を払戻しのうえ振込を依頼する場合には、IC 対応振込機に IC カードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順にしたがって操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作においては、IC 対応振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえ確認操作をしてください。確認操作された後は、IC 対応振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) IC 対応振込機による振込は 1 円単位とし、1 回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 振込金額と振込手数料金額および第 5 条第 1 項に規定する支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。
- (5) IC 対応振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および支払機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に出してください。
- (6) IC 対応振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (7) 一日あたりのお振込限度額をお客さまのご希望により、IC 対応振込機によるお振込の場合と、その他の振込機によるお振込の場合とそれぞれ個別に定めることができます。

#### 4. IC 対応預金機による入金

- (1) IC 対応預金機を使用して預金に入金する場合には、IC 対応預金機に IC カードを挿入し、所定事項を画面表示の操作手順にしたがって操作して下さい。
- (2) IC 対応預金機による入金は、IC 対応預金機の機種により当行が定めた金額単位とし、1 回あたりの入金は当行が定めた金額の範囲内とします。

#### 5. 手数料

- (1) IC 対応支払機、IC 対応振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 6. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人(代表者がカードの使用を認めた者 1 名に限りです。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための IC カードを発行します。なお、代理人の暗証は、代表者と相違してもかまいません。
- (2) 代理人の IC カードの利用についても、この規定を適用します。

#### 7. IC 対応支払機・IC 対応振込機、IC 対応預金機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により IC 対応支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、国内当行本支店の窓口で IC カードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入し、届出の暗証を申告のうえ、IC カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により IC 対応振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第 1 項、第 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。
- (4) 停電、故障等により IC 対応預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、国内当行本支店の窓口で IC カードにより預金に入金することができます。

#### 8. IC キャッシュカードによる払戻し・振込・預入金額等の通帳記入

IC カードにより払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。)、自動機利用手数料金額、振込手数料金額および IC カードにより入金した金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。また、窓口で IC カードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記帳する場合があります。

#### 9. IC キャッシュカードの紛失、届出事項の変更等

- (1) IC カードを紛失した場合または法人名(または団体名)、代表者、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 代表者(または代理人)を変更する場合、法人名(または団体名)を変更する場合は、当行所定の手続によりカードを再発行いたします。変更前のカードは当行へ返却してください。

#### 10. IC キャッシュカードの再発行等

IC カードの盗難、紛失等の場合の IC カードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

#### 11. IC 対応支払機・IC 対応振込機・IC 対応預金機の誤入力等

当行の IC 対応支払機・IC 対応振込機・IC 対応預金機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

#### 12. 解約、IC キャッシュカードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合または IC カードの利用を取りやめる場合には、その IC カードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) IC カードの改ざん、不正使用など当行が IC カードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに IC カードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、IC カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が代表者本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第 13 条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ IC カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 13. 譲渡、質入れ等の禁止

IC カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 14. 暗証照合等

- (1) 本条は、法人に限り適用されます。個人事業主については、西日本シティ IC キャッシュカード規定の第 9 条、第 10 条、第 11 条が適用されます。
- (2) IC カードは当行に届出の代表者または代理人が使用し、IC カードおよび IC カードに使用する暗証は、使用者が責任をもって管理してください。
- (3) 当行が、IC カードの電磁的記録によって、IC 対応支払機または IC 対応振込機の操作の際に使用された IC カードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうへは、IC カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが、偽造カードによるものであり、IC カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (4) 当行の窓口において IC カードを確認し、暗証を照合のうえ届出の暗証との一致を確認して取扱いました場合にも前項と同様とします。

#### 15. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定により取扱います。

#### 16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024 年 2 月 1 日現在)